

公 告

公告第16号
令和8年3月30日

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 瀬川 清明

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：ユニットハウスレンタル
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：仕様書のとおり
- (4) 設置期間（令和8年度）
契約日 ～ 令和8年7月15日（本契約）
- (5) リース等期間（令和8年度～令和12年度）
ア 令和 8年度 設置完了日から令和9年3月31日まで（本契約）
イ 令和 9年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（別途契約）
ウ 令和10年度 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで（別途契約）
エ 令和11年度 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで（別途契約）
オ 令和12年度 令和12年4月1日から令和12年12月31日まで（別途契約）
- (6) 撤去期間（令和12年度）
令和13年1月1日 ～ 令和13年3月31日（別途契約）
- (7) 全履行期間
契約日～令和13年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有する者。また同競争参加資格を申請中の場合は、入札日当日までに申請中の旨を証明できる者。
※ 資格審査結果通知書（写）を入札開始までに提出すること。（FAX、mail可）
- (4) 建設業法（昭和24年法律第10号）第3条に規定する「建築工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第27条の23に基づく有効な経営事項審査を受けていること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (9) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、入札及び契約心得を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項に

ついて誓約いたします。」と記載すること。

3 公告の掲示場所

- (1) 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae>)
- (2) 陸上自衛隊小郡駐屯地

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊小郡駐屯地 図書室
- (2) 日 時：令和8年4月14日(火) 10時00分

6 落札決定方法

- (1) 総額(税抜き)が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。
履行期間に示す契約日～令和9年3月31日(水)に係る契約相手方を決定するものであるが、落札決定にあたっては、本役務の全履行期間(契約日～令和13年3月31日)に係る入札金額で決定するものとする。
- (2) 入札書は、令和8年度分と全履行期間分の入札書を提出すること。また、全期間分の入札書には年度ごとの金額がわかる内訳書を添付すること。
- (3) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、初度入札において郵便による入札参加者があった場合、再度入札は別示する。
- (4) 落札者となるべき入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 入札における消費税の取り扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札条件に違反した入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い入札
- (5) 電報による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 8年度分の入札書と全履行期間分の入札書内訳にある8年度の金額が一致しない入札

9 契約書等作成の要否

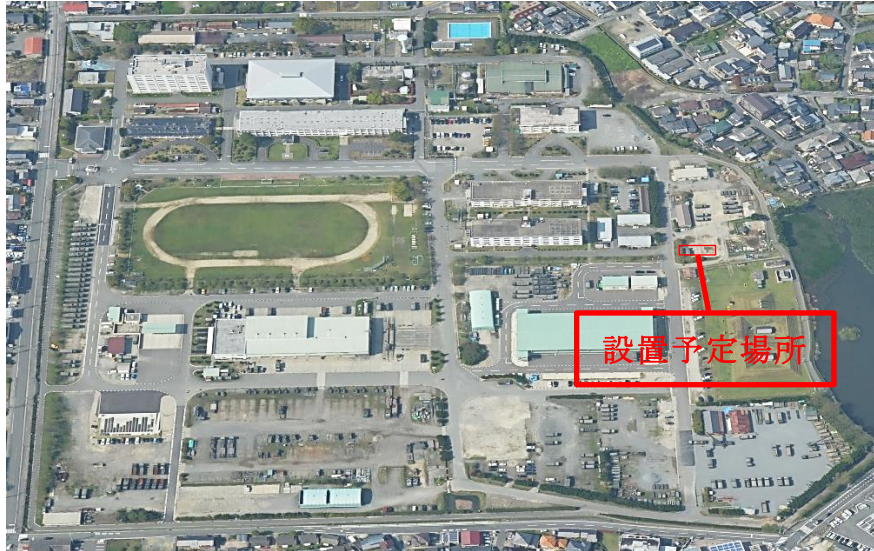
- (1) 「駐屯地用標準契約書」の様式により令和8年度分を遅滞なく作成する。
- (2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 入札書が代表者の代理の場合は、入札執行前に「委任状」を提出すること。
- (3) 郵便により入札に参加する場合は、令和8年4月13日（月）17時00分までに発送者の責により、契約担当官に必着すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「入札書在中」の旨を朱書きにより明記すること。
- (4) 本役務のリース等期間及び解体期間は変更の可能性がある。
- (5) 入札及び契約条項に関する問い合わせ先
〒838-0141 福岡県小郡市小郡2277
陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊 契約班 担当：轟
TEL 0942-72-3161（内線347）
FAX 0942-72-3161（内線344）
- (6) 仕様書関する問い合わせ先
陸上自衛隊小郡駐屯地第5施設団第3科 担当：高津
TEL 0942-72-3161（内線234）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
名 称	ユニットハウスレンタル	調達要求書番号	
		作成年月日	令和 8 年 3 月 1 9 日
		作成部隊	第 5 施設団本部付隊
1 総 則			
本仕様書は、陸上自衛隊第 5 施設団が訓練において使用する「ユニットハウスレンタル」について規定する。			
2 役務概要			
(1) 施工場所 : 福岡県小郡市小郡 2 2 7 7			
(2) 設置時期 : 契約開始後～令和 8 年 7 月 1 5 日 (水) まで (本役務) (設置完了後、速やかにリース契約へ移行)			
(3) リース期間 : 設置後～令和 9 年 3 月 3 1 日 (水) (本役務) 令和 9 年 4 月 1 日 (木) ～令和 1 0 年 3 月 3 1 日 (金) (別途契約) 令和 1 0 年 4 月 1 日 (土) ～令和 1 1 年 3 月 3 1 日 (土) (別途契約) 令和 1 1 年 4 月 1 日 (日) ～令和 1 2 年 3 月 3 1 日 (日) (別途契約) 令和 1 2 年 4 月 1 日 (月) ～令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日 (火) (別途契約)			
(4) 撤収時期 : 令和 1 3 年 1 月 1 日 (水) ～同年 3 月 3 1 日 (火) までに撤収 (別途契約)			
3 規格等			
(1) ユニットハウス			
ア 約 12.0m×約 8.0m (5 連棟)			
イ コンセント設置個所 (細部調整による。)			
ウ 空調機付× 2 台			
エ 出入口カーテン付			
オ 窓カーテン付			
カ 入口 4 カ所予定			
キ 1 2 m 側に窓を前部屋設置			

(2) 配置図



(3) 細部設置予定位置



4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の定めに従い実施すること。
- (2) 自衛隊施設等には、損傷を与えないように十分注意して施工すること。損傷を与えた場合は、部隊担当者に報告し契約者の負担において速やかに復旧すること。
- (3) 隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、契約者が補償・賠償の責を負うこと。
- (4) 軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも部隊担当者の指示により実施すること。

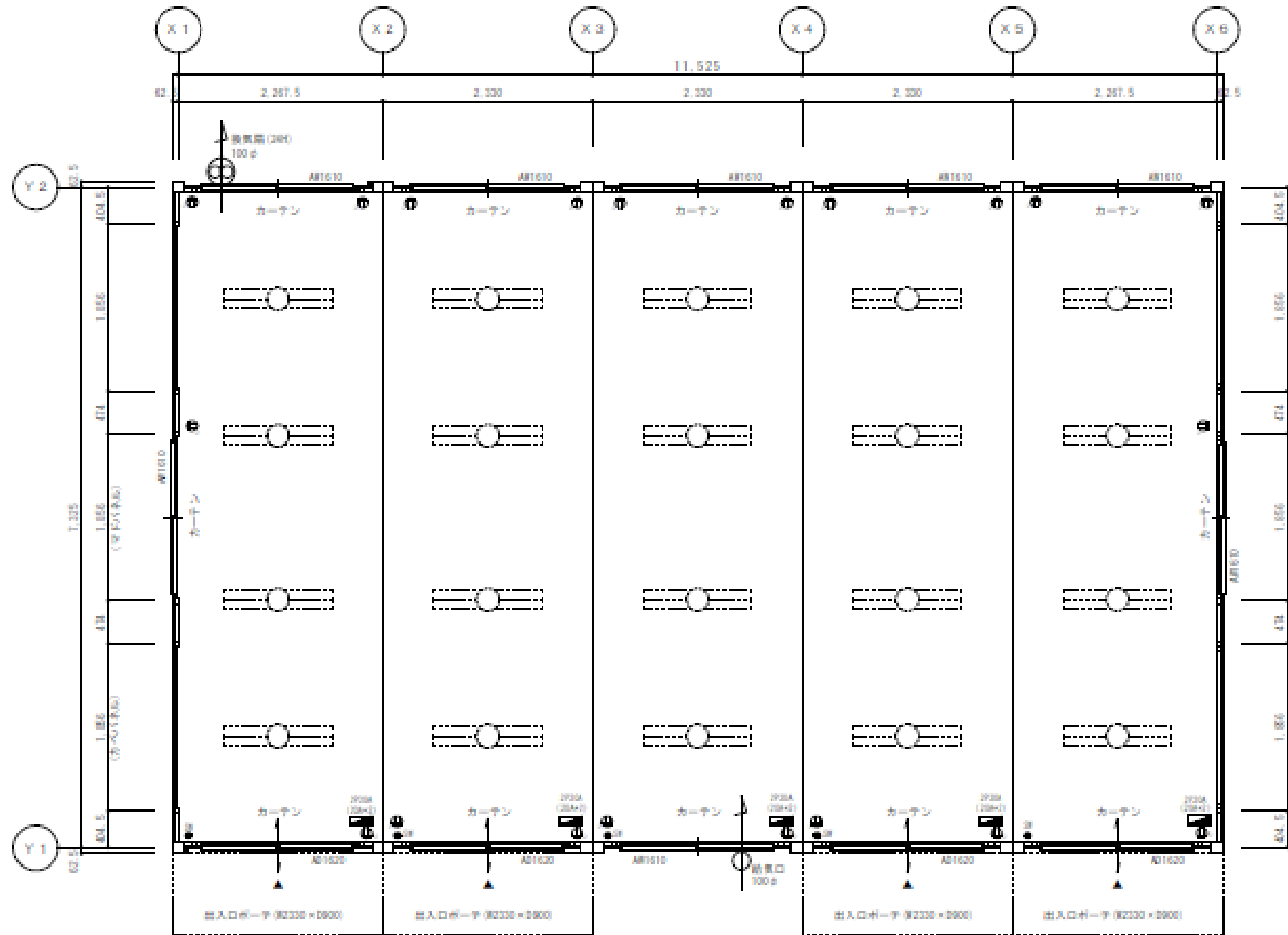
- (5) レンタル期間中の使用者側の取扱不備以外に起因する故障については、業者側にて速やかに対応すること。
- (6) 使用に際して不具合が発生した場合、レンタル期間中は土曜・日曜・祝日（昼夜）問わず、早急に対応すること。
- (7) 不明な点は、部隊担当者との調整の上、実施すること。
- (8) 現地による細部の構築位置を調整の上、構築をすること。

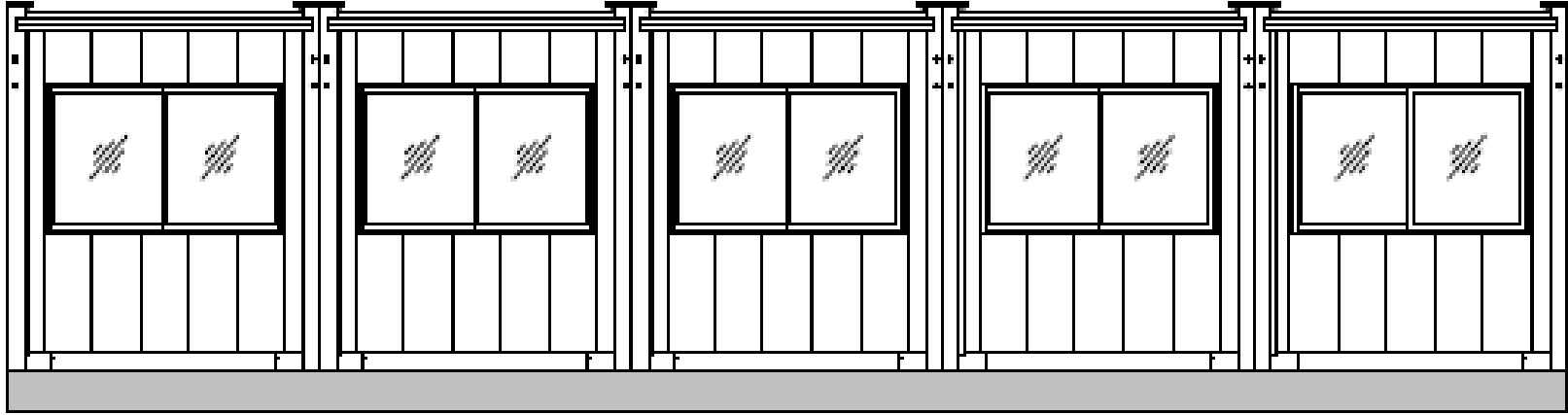
5 特記事項

- (1) 設置完了後、機能点検を実施した後、操作方法等の説明を実施すること。
- (2) 鍵については、予備鍵も貸し出しをすること。
- (3) この仕様書の内容等で疑義が生じた場合は、部隊担当者と調整するものとする。
- (4) 内容には、ユニットハウス等の搬入、設置及び使用できる状態にすること。
- (5) 建築確認申請書の作成を実施すること。
- (6) 建築確認申請の許可を受けたら速やかに構築を開始すること。

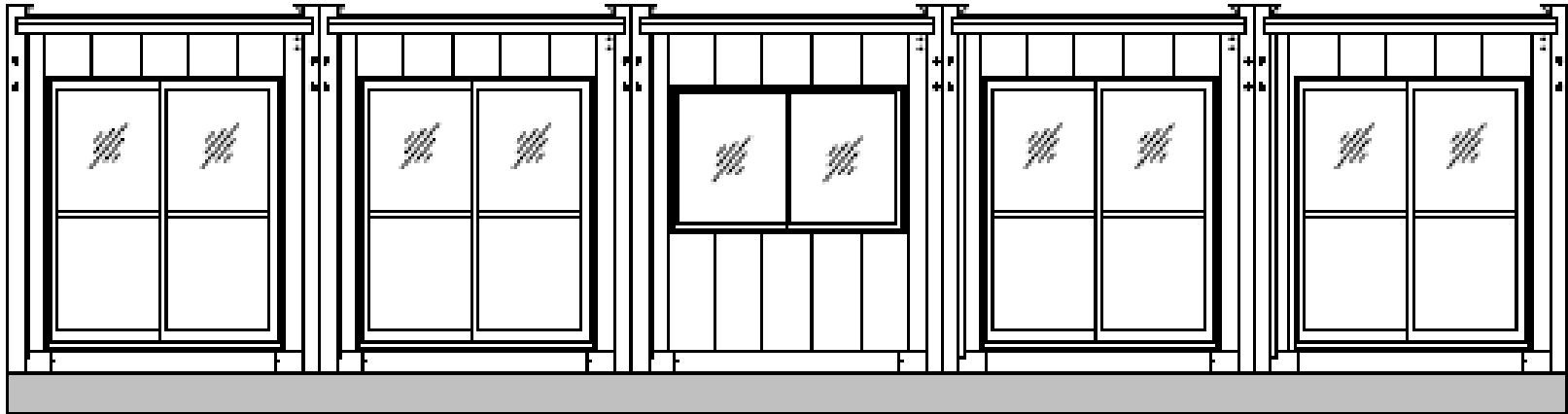
6 問い合わせ先（部隊担当者）

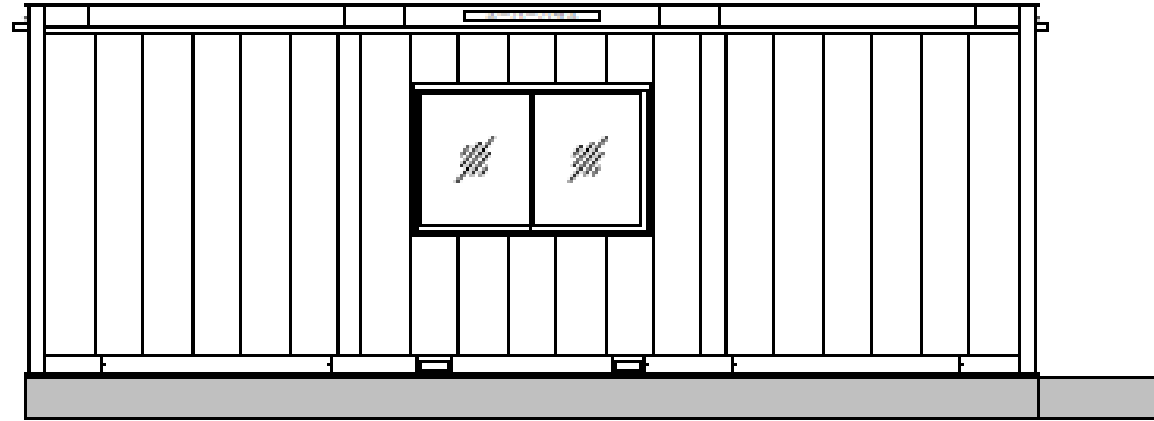
陸上自衛隊第5施設団第3科 高津 真二
0942-72-3161 内線234



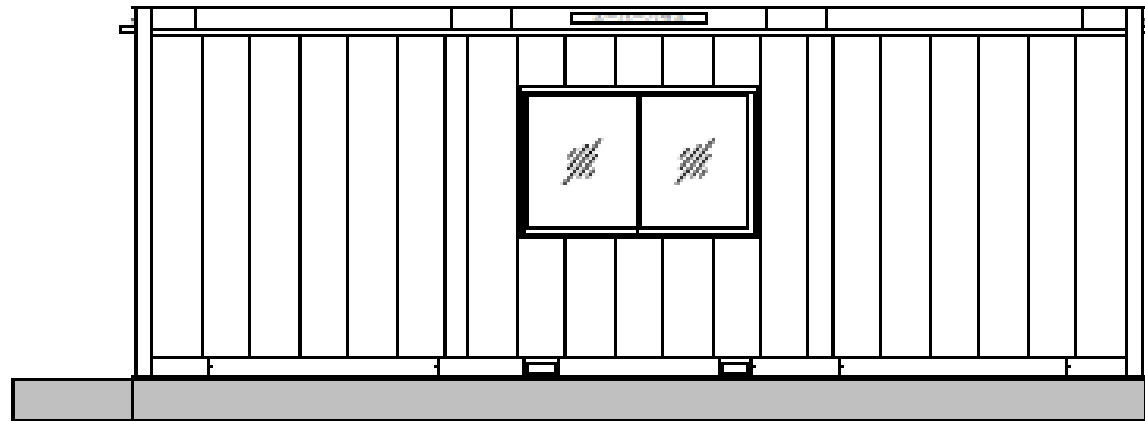


Y 2 -立面图 8:1/50





X 1-立面图 S:1/50



X 2-立面图 S:1/50